

税金の納付を

忘れていませんか？



税金や各種使用料は、町民のみ
なさんの福祉や教育など、生活に
必要な様々な活動に使われる大変
貴重な財源です。町では11月に
「滞納整理特別対策本部」を設置し

て催告書の発送や自宅・勤務先へ
の訪問を行い、納付に応じない方
については、給与・預貯金、動産
等の差押えも視野に入れ、収納の
向上を図っています。

■平成30年度町税収納状況

平成30年度の町税収納額は7
億1,162万円余りで、収納
率は99.3%です。ほとんどの
納税者のみなさんが年度内に納
めていただいているなか、毎年
約1%の滞納があります。町で
は、納期内納税をいただいでい
る9割以上の町民のみなさんと
の公平性を確保するため、滞納
者には財産差押えなどの滞納処
分を行い、強制的に税金を徴収
しています。

■町税などを滞納すると

納付が無い場合は、納税の公
平性を確保するため「国民健康
保険証の有効期間短縮」など行
政サービスの制限を加えていま
す。また、給与・預貯金・動産
などの財産を調査し差押えを執
行します。動産についてはイン
ターネット公売（ヤフー官公庁
オークション）を利用して換価
し、滞納のある税金に充てます。

■便利な口座振替をご利用ください

ご希望の預金口座から納期限末日
に自動的に町税などを納付する方
法です。納め忘れや納期ごとに出かけ
る手間がなくなり、口座振替を
ご希望の方は、左記の取扱金融機
関で手続きしてください。手続きの際
は、口座振替される預金口座のお届
け印が必要になります。

※口座振替は依頼月の15日までに
役場で受付した場合、依頼日より
振替できます。16日以降受付は
翌月からの振替となりますのでご
了承ください。

【口座振替のできる税金等】

道町民税普通徴収、国民健康保険税
固定資産税、軽自動車税、公営住宅
使用料、単独住宅使用料、介護保険
料、後期高齢者医療保険料 など

【利用できる金融機関】

北海道銀行羽幌支店、
留萌信用金庫羽幌支店、郵便局

事情がある場合は相談を

特別な事情で納期限までに納められないときは、下記までご連絡ください。

☎ お問い合わせ・連絡先 財務課税務係 ☎ 68-7002 (係直通)

家屋の届出についてのお知らせ

下記の事項に該当することとなった場合は、役場へ届出が必要となります。

○新しく家屋を建築したとき

家屋を建築した時は、財務課税務係までご連絡ください。後日、家屋調査を行
い、翌年から固定資産税が課税されます。なお、家屋とは住宅や倉庫のほか、車
庫や物置等、面積が10㎡を超えるもの全てを含みます。

○未登記の家屋を解体したとき

未登記の家屋を解体したときは、「未登記家屋解体届」を財務課税務係まで提出
してください。届出のあった日の翌年から固定資産税が課税されなくなります。

○未登記の家屋の所有者を変更（売買・贈与等）したとき

未登記の家屋の所有者を変更したときは、「未登記家屋所有権移転届」を財務課
税務係まで提出してください。届出のあった日の翌年から新たな所有者が納税
義務者となります。



上記のほか、登記に関する手続きは法務局で行ってください。

その他ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

☎ お問い合わせ・連絡先 財務課税務係 ☎ 68-7002 (係直通)